

土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制整備に係る説明会
～宮内小学校区～

平成 29 年 1 月 29 日（日）10：00～

明 石 集 会 所

説 明 会 次 第

- (1) 土砂災害防止法の概要
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定
- (3) 警戒避難体制の整備

○問合せ先

【土砂災害警戒区域の指定に関すること】

広島県土木建築局 土砂法指定推進担当
広島市中区基町 10-52
TEL (082) 513-3945 (直通)

広島県西部建設事務所廿日市支所 事業調整・土砂法指定推進班
廿日市市桜尾本町 11-1
TEL(0829)32-1144 (直通)

【警戒避難体制（避難マニュアル、ハザードマップ等）の整備に関すること】

廿日市市役所危機管理課 廿日市市役所地域政策課
廿日市市下平良一丁目 1 1 - 1 廿日市市下平良一丁目 1 1 - 1
TEL30-9102 (直通) TEL30-9139 (直通)

【特別警戒区域内における建築基準法上の建築規制に関すること】

廿日市市役所建築指導課
廿日市市下平良一丁目 1 1 - 1
TEL(0829)30-9191 (直通)

【住宅・建築物安全ストック形成事業による補助に関すること】

廿日市市役所建築指導課
廿日市市下平良一丁目 1 1 - 1
TEL(0829)30-9191 (直通)

【固定資産税の減価措置に関すること】

廿日市市役所課税課
廿日市市下平良一丁目 1 1 - 1
TEL(0829)30-9115 (直通)